

(抜粋) 情報漏えい事件について

足立区公契約等審議会答申（概要）

本編ページは、報告書本体の該当ページを表しています

	課題項目	改善の方向性
1	入札参加資格要件や受注制限等の工事発注の方法等に係る制度や運用を見直す	現行の入札参加資格要件、受注制限等の 工事発注の方法等に係る制度や運用の見直しを行う必要がある と考えられる。具体的な制度の課題と見直し案等については、 別紙2（抜粋）工事発注の方法等について で詳述する。（本編 P12、P17～67）
2	工事計画の策定について	大型の公共調達計画を立案する場合など、必要と認められる場合には、公契約等審議会等の第三者による専門機関に報告し、適正な入札参加資格要件の設定等に関する助言を受けられることとする。（本編 P13）
3	業務量・人員配置について	職員の人員配置及び対象課職員の業務量の見直し等を行い、必要な人員が配置されているか、令和3年度の組織体制の変更・改善を踏まえ、継続的に見直しを検討することが望まれる。 （本編 P13）
4	一対一で面会をすることが可能な状況であったことなど、事業者との面会について	研修等を通じて職員及び管理職の複数対応原則、面会記録の作成等の徹底への理解を継続して深めていく必要がある。また、事業者に対しても、違法行為に対する制裁の見直し（厳格化）等を行うべきである。 （本編 P13～14）
5	個別案件に関する問合せについて	事業者からの問合せの窓口を、契約課とするか、担当課において担当職員と係長の2名での対応ルールを徹底するかいずれかの方法で対応することが考えられる。 （本編 P14）
6	予定価格の管理体制に改善の余地がある	積算システムのパスワードや文書の管理体制を見直すなど、予定価格の管理体制を厳格化するよう検討する必要がある。（本編 P15）
7	職員の法的素養・遵法意識が不十分であること	令和3年度から全庁展開された「入札・調達業務従事職員研修」の受講人数や確認テスト結果の把握等を行い、職員に法的素養、遵法意識の向上が図られていることを把握する体制を構築していくべきである。（本編 P15～16）